

公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和2年9月16日

支出負担行為担当官
関東財務局総務部次長 大野 孝広

記

1. 電子調達システムの利用

本調達は、府省共通の「電子調達システム」 (<https://www.geps.go.jp/>) を利用した
応札及び入開札手続により実施するものとする。

ただし、「紙」による入札書等の提出も可とする。

2. 業務概要等

(1) 業 務 名 称	(20)新柏住宅ほか1住宅エレベーター設備改修工事監理業務
(2) 業 務 場 所	千葉県柏市新柏1-18ほか
(3) 業 務 内 容	別紙のとおり
(4) 履 行 期 間	契約締結の日から委託業務の対象とする工事目的物の引渡しを受ける日まで (ただし、業務の対象とする工事の終期は令和3年3月26日を予定している。)
(5) 競争参加資格等級	業種区分：建築士事務所 等級：B又はC
(6) 申 込 受 付 日 時	期間：令和2年9月16日（水）から令和2年10月5日（月）まで (ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に定める日を除く） 時間：9時00分から17時00分まで
(7) 入 札 書 受 領 日 時	令和2年10月13日（火）8時30分から9時30分まで
(8) 開 札 日 時 及 び 場 所	令和2年10月13日（火）10時00分 さいたま新都心合同庁舎1号館 関東財務局 16階小会議室C
(9) 保 証 金	入札保証金：□納付／■免除 契約保証金：□納付／■免除

3. 競争に参加する者に必要な資格

次の各号の要件をすべて満たしている者であること。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人、又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和元・2年度（平成31・32年度）財務省関東地区競争参加資格審査において、上記2の（5）に示した競争参加資格等級に格付けされており、責任をもって業務を履行することができる者、又は、当該競争参加資格を有していないものの、入札書の提出期限までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格者名簿に登録された者であって、責任をもって業務を履行することができる者であること。
- (4) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立を含む。）をしていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立をしていない者であること。

なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立をした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立をした者にあつては、手続開始の決定がなされた後において当局の競争参加資格の再認定を受けている者（再認定後の競争参加資格による。）であること。

- (6) 各省各庁から指名停止等を受けていない者（支出負担行為担当官が特に認める者を含む。）であること。
- (7) 関東財務局の所属担当官と締結した契約に関し、契約に違反し、または同担当官が実施した入札の落札者となりながら、正当な理由なくして契約を拒み、ないしは入札等関東財務局の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適當であると認められる者でないこと。

4. 入札手続等

(1) 担 当 部 局

関東財務局 管財第1部 第1統括国有財産管理官
〒330-9716 埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1
さいたま新都心合同庁舎1号館18階
電話048-600-1207（ダイヤルイン）

(2) 入札説明書の交付

- | | |
|--------|------------|
| イ. 期 間 | 上記2の（6）に同じ |
| ロ. 時 間 | 上記2の（6）に同じ |
| ハ. 場 所 | 上記（1）に同じ |

また、本公告書の最終ページから閲覧、印刷が可能である。

（ホームページ上のみ。ただし、仕様書は掲載していないので、入札説明書に示した方法により交付する。）

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加に必要な資格のない者のした入札、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認申請書添付資料に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 入札価格

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、入札書には消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

5. 契約書作成の要否 要

6. 契約条項等を示す場所

関東財務局 管財第1部 第1統括国有財産管理官

7. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 当該工事監理業務に直接関連する他の工事監理業務委託契約を当該工事監理業務委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

(3) 電子調達システムにおいてシステム障害が発生した際は、入札書受領日時、開札日時等について別途通知する日時に変更する場合がある。

(4) 詳細は、入札説明書による。

業 務 概 要

(20) 新柏住宅ほか1住宅エレベーター設備改修工事監理業務

監理対象工事

(20) 新柏住宅1・4号棟エレベーター設備改修工事

工事場所 千葉県柏市新柏1-18

建物・エレベーターの概要

1号棟 RC造8階 世帯型1棟60戸

4号棟 RC造8階 世帯型1棟79戸

600kg/9人 60m/min (1号機、7号機) 計2台

600kg/9人 60m/min (2号機、8号機共トランクルーム付) 計2台

工事種目

- 1) エレベーター設備改修工事(各種機器等取替)
- 2) 雑工事

(20) 新柏住宅2号棟エレベーター設備改修工事

工事場所 千葉県柏市新柏1-18

建物・エレベーターの概要

2号棟 RC造8階 世帯型1棟79戸

600kg/9人 60m/min (3号機) 計1台

600kg/9人 60m/min (4号機トランクルーム付) 計1台

工事種目

- 1) エレベーター設備改修工事(各種機器等取替)
- 2) 雑工事

(20) 中野住宅エレベーター設備改修工事

工事場所 中野区中央2-32-1

建物・エレベーターの概要

1号棟 SRC造10階 世帯型1棟177戸

600kg/9人 90m/min (1号機) 計1台

600kg/9人 90m/min (2号機トランクルーム付) 計1台

工事種目

- 1) エレベーター設備改修工事(各種機器等取替)
- 2) 雑工事

入札説明書

本調達は、府省共通の「電子調達システム」(<https://www.geps.go.jp/>) (以下「システム」という。) を利用した応札及び入札手続により実施するものとする。

ただし、「紙」による入札書等の提出も可とする。

- 1 公告日 令和2年9月16日
- 2 契約担当官等 支出負担行為担当官
関東財務局総務部次長 大野 孝広
- 3 担当部局 関東財務局 管財第1部 第1統括国有財産管理官
〒330-9716 埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1
さいたま新都心合同庁舎1号館 18階
電話 048-600-1207 (ダイヤルイン)
FAX 048-600-1234

4 業務概要等

(1) 業務名称	(20)新柏住宅ほか1住宅エレベーター設備改修工事監理業務
(2) 業務場所	千葉県柏市新柏1-18ほか
(3) 業務内容	詳細は公務員宿舍工事監理業務委託仕様書のとおり
(4) 履行期間	契約締結の日から委託業務の対象とする工事目的物の引渡しを受ける日まで (ただし、業務の対象とする工事の終期は令和3年3月26日を予定している。)
(5) 競争参加資格等級	業種区分：建築士事務所 等級：B又はC
(6) 申請受付日時	期間：令和2年9月16日(水)から令和2年10月5日(月)まで (ただし、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に定める日を除く) 時間：9時00分から17時00分まで
(7) 質問受付期限	令和2年10月5日(月) 17時00分
(8) 審査結果通知期限	令和2年10月8日(木)
(9) 回答閲覧期間	令和2年10月9日(金) 10時00分から 令和2年10月13日(火) 9時30分まで
(10) 入札書受領日時	令和2年10月13日(火) 8時30分から9時30分まで
(11) 開札日時及び場所	令和2年10月13日(火) 10時00分 さいたま新都心合同庁舎1号館 関東財務局 16階小会議室C
(12) 契約関係	契約保証金納付：□有／■無 前払金の有無：□有／■無 予算決算及び会計令第85条の基準の適用：□有／■無

5 競争参加する者に必要な資格

次の各号の要件をすべて満たしている者であること。

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人、又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和元・2年度（平成31・32年度）財務省関東地区競争参加資格審査において、上記4の(5)に示した競争参加資格等級に格付けされており、責任をもって業務を履行することができる者、又は、当該競争参加資格を有していないものの、入札書の提出期限までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格者名簿に登録された者であって、責任をもって業務を履行することができる者であること。
- (4) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立を含む。）をしていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立をしていない者であること。

なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立をした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立をした者にあつては、手続開始の決定がなされた後において当局の競争参加資格の再認定を受けている者（再認定後の競争参加資格による。）であること。
- (6) 各省各庁から指名停止等を受けていない者（支出負担行為担当官が特に認める者を含む。）であること。
- (7) 関東財務局の所属担当官と締結した契約に関し、契約に違反し、または同担当官が実施した入札の落札者となりながら、正当な理由なくして契約を拒み、ないしは入札等関東財務局の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。

6 仕様書の交付

仕様書については下記の方法により交付するので、希望者は仕様書交付申込書（以下「申込書」という。）を提出すること。なお、交付の対象は、上記5の(3)の業種区分及び等級に格付けされた者とする。

(1) 交付方法

①担当部局窓口での交付

上記3の場所へ申込書を持参すること。

②郵送・電子メールによる交付

上記3へ申込書をFAX送信し、その旨電話連絡すること。

(2) 交付期間等

①期 間 上記4の(6)に同じ

ただし、郵送による交付の申込みは、令和2年10月1日（木）までとする。

②時 間 上記4の(6)に同じ

(3) 交付資料

①公務員宿舍工事監理業務委託仕様書 ②公務員宿舍建設工事監理要領

③工事監理業務委託契約書（案）

7 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は上記5に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び下記④に示す資料を支出負担行為担当官へ提出し、競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は本競争に参加することができない。

①期 間 上記4の(6)による

②時 間 上記4の(6)による

③方 法

i システムによる申請

資料（押印したもの）を添付し申請すること。

なお、資料は配付された様式を基に作成するものとし、保存形式は以下によること。

・ Microsoft Word

- ・ Microsoft Excel
- ・ Just Systems 一太郎
- ・ Adobe Reader

また、添付書類の容量を 10MB 以内にすること。(容量が 10MB を超える場合には、上記 3 に連絡し期間内に提出すること。)ただし、圧縮することにより 10MB 以内に収まる場合は、Zip 形式(自己解凍形式は除く。)により圧縮して送付することを認める。

ii 紙による申請

別紙様式により申請書を作成し、申請書及び資料を上記 3 へ郵送等(必着)又は持参により提出すること。

なお、その際は、システムを利用して参加できない理由を申請書に記載すること。

(記入例) 電子認証カードの申請中であるが、手続が遅れているため。

④資料

i 当局からの等級決定通知書(写)

ii 指名停止等に関する申出書

iii 誓約書及び役員等名簿

なお、システムによる申請者については、添付された資料に不備がある場合を除き、紙による原本の提出を不要とする。

(2) 競争参加資格の確認については、上記 4 の(8)に記載の日までに通知する。

なお、紙による申請者に対しては、同日までに通知(又は連絡)がない場合、支出負担行為担当官により競争参加資格がある旨確認されているので、本競争に参加することができる。

ただし、支出負担行為担当官により競争参加資格がある旨確認された者であっても、競争参加資格確認申請者の資格審査の日から入札の日までに、指名停止等を受けた場合には上記 5 の(6)に掲げる競争参加資格のない者に該当するので本競争の参加は認めない。

(3) その他

① 申請書及び資料の作成並びに提出に係る費用は、申請者の負担とする。

② 支出負担行為担当官は、提出された申請書及び資料を競争参加資格の確認以外に申請者に無断で使用できない。

③ 提出された申請書及び資料は、返却しない。

④ 提出された申請書又は資料の差し替え若しくは再提出は、原則として認めない。

なお、例外的に、支出負担行為担当官に提出された申請書又は資料の差し替え若しくは再提出を指示した場合であっても、上記 4 の(6)に記載の日時以降の差し替え又は再提出は認めない。

⑤ 本競争において、一の会社(法人)から複数の競争参加申請があった場合は、先に申請のあった者を申請者とする。

⑥ 提出された申請書及び資料について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

8 契約条項等を示す場所

関東財務局 管財第 1 部 第 1 統括国有財産管理官

なお、契約条項(契約書案)は、仕様書と併せて申請者に交付する。

9 入札手続等

(1) 現場説明会は、実施しない。

なお、競争参加に当たって、現地を確認することは差し支えないが、当局の発注工事の施工や入札執行に支障があるような行為及び近隣住民や現居住者に対して迷惑をかけるような行為をしてはならない。

(2) 入札保証金は、免除する。

ただし、落札者が当局の契約事務担当者の指示に従わず、速やかに契約の締結に応じないときは、違約金として落札金額の 100 分の 5 に相当する金額を請求することがある。

(3) 入札書の受領日時 上記 4 の(10)による

(4) 入札の方法等

- ① 入札書を提出できる者は、支出負担行為担当官から競争参加資格を認められた会社（法人）の代表者（以下「入札参加者」という。）又は次のいずれかの要件を満たしている入札参加者の代理人又は復代理人（以下「代理人等」という。）とする。

入札参加者の代理人等の資格要件

- i 会社の代表者から、別紙2号様式による委任状により、入札及び見積権限を委任されている者
- ii 会社の代表者から年間委任状を提出済の支店長等（本人）

ただし、年間委任状を未提出の支店長等が支店長等の資格において入札参加する場合は、申請書等を提出する日の前日までに、支出負担行為担当官へ、会社の代表権を有する者が印鑑証明書を添付して発行した年間委任状（有効期限：令和3年3月31日まで）を提出すること。

なお、既に、年間委任状を提出済の場合には再度提出する必要はないが、委任者である会社の代表者若しくは被委任者である支店長等が異動している場合は、改めて提出すること。

- iii 会社の代表者から提出済の年間委任状により再委任権限を付与されている支店長等から別紙2号様式による委任状により、入札及び見積権限を委任されている者

- ② 入札参加者の代理人等が入札に参加する場合は、入札前までに委任状（別紙2号様式・紙入札者用）を上記3へ郵送等（必着）又は持参により提出すること。

- ③ システムによる入札書等の提出

システムの定める手続に従い入札を行う。

なお、代理人等が入札する場合は、上記4の(6)に記載の日時までにシステムの委任機能により委任状を作成し、承認しなければならない。

- ④ 紙による入札書等の提出

入札参加者又は入札参加者の代理人等は、入札事務担当職員の指示に従い、入札書（別紙1号様式・紙入札者用）を上記3に設置してある入札箱へ提出すること。

なお、入札書は封筒に入れ封印し、かつその表面に入札者氏名（法人の場合は、その商号又は名称）及び『「（業務名称）」入札書在中』と記載すること。

また、入札にあたって、入札者本人であることを確認するため、身分証明書又は名刺等の提示又は提出を求めることがある。

(5) 入札書の要件

次の各号に該当する入札書は、これを無効とする。

- ① 上記5に示した競争に参加する者に必要な資格のない者及び入札に関する条件に違反した者の提出した入札書。

- ② システムによる入札の場合において、電子調達システム利用規約に違反した者の入札書。

- ③ 代理人等による入札をする場合で、委任状を提出していない入札書又は本件入札に関する権限が委任状において明確でない入札書。

- ④ 紙による入札の場合において、次に該当する入札書

イ. 入札金額、入札件名、入札者の氏名（法人の場合は、法人名及び代表者の氏名）の記載及び入札者の押印のない入札書。

ロ. 代理人等による入札をする場合で、入札金額、入札件名、入札者の氏名（法人の場合は、法人名及び代表者の氏名）、代理人等であることの表示、委任状により授権された代理人等の氏名及び当該代理人等の押印のない入札書。

ハ. 入札金額の記載が明確でない入札書又は入札金額の記載を訂正した入札書であって、その訂正について押印のないもの。

ニ. 入札件名に重大な誤りがある入札書。

ホ. 入札者（代理人等を含む。）の氏名（法人の場合は、法人名及び代表者の氏名）が明確でない入札書。なお、年間委任状等により入札権限等を委任されている支店長等が代理人等として入札する場合であっても、法人の住所、法人名及び代表者名等の記載が無い入札書は無効とする。また、当該支店長等が更に入札権限を委任した者が復代理人として入札する場合であっても、法人の住所、法人名及び代表者名等の記載が無い入札書は無効とする。

- ⑤ 同一の入札で、他の入札者の代理人等をしている者の入札書又は2者以上の代理人等をしている者

が提出した入札書。

- ⑥ 一度の入札で2通以上提出された入札書。
 - ⑦ 意思表示が民法上無効とされる入札書。
 - ⑧ 入札書の日付が明確でない、あるいは入札書等受領期限より後の日付が記載されている入札書。
 - ⑨ 当該入札者が提出した競争参加申込書等が、契約担当官等の審査において「不合格」となった場合における入札書。
 - ⑩ 上記4の(12)において、予算決算及び会計令第85条の基準の適用が「有」の場合であって、予算決算及び会計令第86条第1項に基づき契約担当官等が行う調査に協力しない場合における入札書。
- (6) 入札価格
- 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者又は入札参加者の代理人等は、入札書には消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。
- (7) 設計業務委託等技術者単価の適用
- 本件業務における当局の積算は、「令和2年度設計業務委託等技術者単価」を使用して行う。
単価は、国土交通省の「令和2年度設計業務委託等技術者単価」に公表されている。
(http://www.mlit.go.jp/tec/gyoumu_tanka.html)

10 開札

- (1) 日 時 上記4の(11)による
- (2) 場 所 上記4の(11)による
- (3) 方 法

入札事務に関係のない職員を立会者として行う。この場合、入札参加者等は異議を申し立てることはできない。

なお、入札参加者は原則として開札会場内に立ち会うこととする。(システムにより入札書を提出した者は開札会場内における立会い不要、又立会いは1社1名とする。)

11 同価の入札

開札の結果、落札者となるべき者が二人以上あるときは、システムにおいて「電子くじ」を実施し、落札者を決定する。

- (1) システムによる入札者又はその代理人等は、システムで入札書を提出する際に電子くじ番号（任意の3桁の数字）を入力する。
- (2) 紙による入札者又はその代理人等は、紙で入札書を提出する際に、電子くじ番号（任意の3桁の数字）を併せて記載すること。電子くじ番号の記載がない、又は記載が明確でない場合は、入札に関係のない職員が電子くじ番号を代って決定する。

12 落札決定の取り消し

上記9の(5)による無効入札を行った者を落札者としていた場合は落札決定を取り消す。

13 落札者の決定方法

- (1) 予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、上記4の(12)において、予算決算及び会計令第85条の基準の適用が「有」の場合、入札執行責任者は入札の結果を保留する場合がある。この場合、入札参加者は当局の行う事情聴取等の調査に協力しなければならない。また、調査の結果を後日通知する。

- (2) 次の場合には、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
 - ① 上記(1)のただし書きによる調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると

認められる場合。

- ② 公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められる場合。

14 再度入札

- (1) 開札の結果、落札となるべき入札者がいないときは、その場所において直ちに再度の入札の手続を開始する。この場合、当初の入札を含め原則として3回を限度とする。再度入札に備え、システムの操作を可能な状態にしておくこと。

なお、紙による入札者又はその代理人等が立ち会わない場合は、辞退したものとする。

ただし、別途指示があった場合は、当該指示に従うこと。

- (2) 再度入札に参加できる者は、当初の入札に参加した者とし、当初の入札が無効となった者又は辞退した者は再度の入札（再々度の入札の場合は、当初の入札を再度の入札に読み替える）に参加することはできない。

- (3) 当初の入札においてシステムにより入札した者は、再度入札において紙による入札はできないものとする。

また、当初の入札において紙により入札した者は、再度入札においてシステムによる入札はできないものとする。

- (4) 紙による入札者又はその代理人等は、契約担当官等により開札手続の終了を告げられるまで、若しくは契約担当官等の許可なくして開札場所から退出できない。

また、上記によらず開札場所を退出した場合は、辞退したものとしみなす。

15 公務員宿舎工事監理業務委託仕様書及び現地に対する質問

- (1) システムによる質問

システムの「質問回答」により、上記4の(7)に記載の期限までに質問を登録すること。

ただし、質問事項欄、質問内容及び添付資料には、住所、商号又は名称、代表者役職、氏名は記載しないこと。

- (2) 紙による質問

別紙3号様式により、上記4の(7)に記載の期限までに、上記3へ郵送等(必着)又は持参により提出すること。

ただし、質問書には、住所、商号又は名称、代表者役職、氏名は記載しないこと。

- (3) 上記(1)及び(2)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供するとともに、競争参加資格が有ると確認された者に対し、ファクシミリにより送信する。

①期 間 上記4の(9)による

②場 所 さいたま新都心合同庁舎1号館 関東財務局 18階掲示板

③その他 申請者自身が質問書を提出しなかった場合でも、他の申請者が質問書を提出し、回答書を掲示している場合があるので、必ず確認すること。

16 公務員宿舎工事監理業務委託仕様書及び現地以外に対する質問の照会先

- (1) 入札書及び契約手続に関する事項

上記3に同じ

- (2) システムに関する事項

電子調達システムヘルプデスク (https://www.geps.go.jp/contact_us)

0570-014-889 (ナビダイヤル)

017-731-3177 (IP電話利用の場合)

17 契約関係

- (1) 掲示した契約条項による契約書を作成する。

なお、契約締結前に建築士法(昭和25年法律第202号)第24条の7に基づく重要事項説明を行い、書面交付を行うこと。

- (2) 落札者は、原則として落札決定の日から起算して7日以内に契約者としての記名押印をした契約書を支出負担行為担当官へ提出するものとする。
- (3) 支払条件
完成払いとし、前金払い及び部分払いはしない。
- (4) 管理技術者等は工事期間中に月1回程度開催する工事打合せ会（当局会議室にて開催）に出席し、工程、施工状況を報告するものとする。
- (5) 落札者が、契約締結後、公共建築設計者情報システム（PUBDIS）に登録することは任意とする。
- (6) 変更契約が生じた場合の当局の予定価格総額は、落札率を乗じた価格となるので注意すること。

18 その他

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 当該工事監理業務に直接関連する他の工事監理業務委託契約を当該工事監理業務委託契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無
無
- (3) 入札参加者及び入札参加者の代理人等は、入札公告、入札説明書、契約書案及び仕様書等を十分承知すること。なお、システムによる入札の場合、システム利用規約及びシステムで定める手続を充分承知すること。
- (4) 提出した入札書の引き換え、変更又は取り消しは行うことができない。
- (5) 入札後、不明の点があったことを理由として異議を申し立てることはできない。
- (6) システムにおいてシステム障害が発生した際は、入札書受領日時、開札日時等について別途通知する日時に変更する場合がある。
- (7) 競争参加希望者が、競争参加資格がないにもかかわらず競争参加申込みをした場合及び申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、今後の一般競争入札に参加することができないことがある。
- (8) 本件入札結果は公表され、入札状況は公開される。又、開札後、システムにおいて入札参加者の商号又は名称及び入札金額を公開するものとする。
- (9) 国の事情、災害、当該工事監理業務の対象となる工事の入札結果が不調不落、又はその他やむを得ない事由が生じた場合は、本入札を延期又は取りやめることがある。

令和 年 月 日

仕様書交付申込書

支出負担行為担当官
関東財務局総務部次長 殿

申込者
郵便番号〒
住 所

ふりがな
会 社 名

代表者役職
氏 名

電 話
F A X
担当者部署
担当者氏名
メールアドレス

下記業務の仕様書について交付（窓口・郵送・電子メール）願います。
なお、当社の競争参加資格登録は下記のとおりです。

記

業 務 名 称 (20)新柏住宅ほか1住宅エレベーター設備改修工事監理業務

競争参加資格登録（業種） 建築士事務所 （等級） B C

交 付 方 法 窓口交付 郵送 電子メール

注) 申込者欄は郵便物等が届くように記載すること。
該当する等級の□欄をチェックすること。
希望する交付の方法について、□欄をチェックすること。
代表者印は押印不要。

(紙入札者用：電子調達システム申請者は提出不要)

令和 年 月 日

競争参加資格確認申請書

支出負担行為担当官
関東財務局総務部次長 殿

住 所

ふりがな
会 社 名
(法人番号)
代表者役職
氏 名

印

下記業務の入札参加を申し込みます。

なお、当社は入札公告及び入札説明書で示された入札参加者に必要な資格を、
具備していることを申し添えます。

記

- 業務名称 (20)新柏住宅ほか1住宅エレベーター設備改修工事監理業務
- 競争参加資格登録 (業種) 建築士事務所 (等級) B C
- 添付資料
(1) 当局からの等級決定通知書 (写)
(2) 指名停止等に関する申出書
(3) 誓約書及び役員等名簿
- 電子調達システムを利用して入札に参加できない理由

()

注) 該当する等級の口欄をチェックすること。

令和 年 月 日

指名停止等に関する申出書

支出負担行為担当官
関東財務局総務部次長 殿

住 所
氏 名
又は
会 社 名

代表者役職
氏 名

印

(20)新柏住宅ほか1住宅エレベーター設備改修工事監理業務の入札にあたり、
当社は、各省各庁から指名停止等を受けていないことを申し出ます。

また、本日以降に、各省各庁から指名停止等の措置を受けた場合は、直ちに
指名停止等の通知書等を提示するとともに、本入札には参加いたしません。

誓 約 書

業務名称：(20)新柏住宅ほか1住宅エレベーター設備改修工事監理業務

- 私
 当社

は、下記のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合に、別紙役員等名簿により提出する当方の個人情報
を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

支出負担行為担当官

関東財務局総務部次長 殿

令和 年 月 日

住 所
会 社 名
代表者役職
氏 名

印

※添付資料：役員等名簿

(別紙 1 号様式・紙入札者用)

入札書

1 業務名称 (20)新柏住宅ほか 1 住宅エレベーター設備改修工事監理業務

2 金額 金 円 (税抜き)

入札説明書等を承諾のうえ、入札します。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者役職

氏 名

印

代理人 (自筆)

印

支出負担行為担当官
関東財務局総務部次長 殿

※任意の数字を記載すること

電子くじ番号 (3桁)			
-------------	--	--	--

(別紙1号様式・紙入札者用)

入札書 (記載要領)

1 業務名称 (入札書記載のとおり)

2 金額 金000,000,000円 (税抜き)
(金額単位は「円」とする。)
(三桁ごとに「,」を打つ。)
(金額は消費税抜きの金額を記載する。)

入札説明書等を承諾のうえ、入札します。

令和 年 月 日 (入札書の提出日を記入する。)

住所
商号又は名称
代表者役職
氏名

代理人 (自筆)

- ① 会社の代表者が自ら入札する場合は、会社の住所、会社名、代表者名を記載し、代表者印を押印する。
- ② 会社の代表者から入札及び見積の権限を委任されている者 (支店長等が年間委任されている者も含む) が、代理人として入札に参加する場合は、会社の住所、会社名、代表者名を記載し、代理人欄に氏名を自署するとともに、委任状の受任者使用印欄の印鑑と同じものを押印する。
この場合、代表者印を押印する必要はない。また、代理人が押印の慣行がない外国人の場合には、自署のみで可とする。
- ③ 会社の代表者より入札及び見積並びに復代理人選定の権限を委任されている者から、更に入札及び見積の権限を委任されている者が、復代理人として入札に参加する場合は、会社の住所、会社名、代表者名を記載し、復代理人が代理人欄に氏名を自署するとともに、委任状の受任者使用印欄の印鑑と同じものを押印する。
この場合、代表者印を押印する必要はない。また、復代理人が押印の慣行がない外国人の場合には、自署のみで可とする。

支出負担行為担当官
関東財務局総務部次長 殿

※任意の数字を記載すること

電子くじ番号 (3桁)			
-------------	--	--	--

(別紙2号様式・紙入札者用)

委任状

私は、下記の者を代理人と定め次の権限を委任します。

委任事項

(20) 新柏住宅ほか1住宅エレベーター設備改修工事監理業務の入札及び見積に関する一切の権限

記

受任者

住所 _____

氏名 _____ 役職名 _____

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
関東財務局総務部次長 殿

委任者

住所

商号又は名称

代表者役職

氏名

印

受任者自署

氏名 _____

受任者使用印鑑



(別紙2号様式・紙入札者用)

委任状 (記載要領)

私は、下記の者を代理人と定め次の権限を委任します。

委任事項

(委任状記載のとおり。) _____ の入札及び見積に関する一切の権限

記

受任者

住所 (会社の所在地ではなく、代理人の自宅の住所を記入する。) _____

氏名 (代理人の氏名を記入する。) _____ 役職名 (必ず記載) _____

令和 年 月 日
(委任した日(入札日かそれ以前の日)を記入する。)

支出負担行為担当官
関東財務局総務部次長 殿

委任者

住所

商号又は名称

代表者役職

氏名

印

受任者自署

氏名 (自筆) _____

受任者使用印鑑

受任者の使用印鑑は朱肉を使う印鑑のみ可。朱肉を使用しない自動印鑑や
スタンプ印は使用印鑑として認めない。(例. シャチハタスタンプ印等)
ただし、代理人が押印の慣行がない外国人の場合は自署のみでも可。

年間委任状

支出負担行為担当官
関東財務局総務部次長 殿

委任者

住 所

会社名

代表者役職

氏 名

印

本紙は入札説明書9の(4)①iiに規定する年間委任状（支店長等への委任）の参考様式を示したものです。

委任事項に復代理人の選定が含まれる場合であって、復代理人に入札及び見積もりの件を委任する場合には、別に定める委任状も必要です。

下記1の者を代理人と定め、下記2の権限を委任します。

記

1. 代理人

住 所

会社名

代表者役職

氏 名

代理人使用印

2. 委任事項

- (1) 入札及び見積に関する一切の事項
- (2) 契約に関する一切の事項
- (3) 代金の請求及び受領に関する一切の事項
- (4) 復代理人の選定
- (5) その他上記に付随する一切の事項
- (6) 委任期間 自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

ただし、契約に基づく事項が上記期間を超えることとなった場合は、当該事項が完済するまでなお継続するものとする。

質 問 書

業務名称 (20)新柏住宅ほか1住宅エレベーター設備改修工事監理業務

質 問 事 項	回 答

- ※1 入札説明書及び仕様書等を熟読のうえ、質問すること。
- ※2 2枚以上の質問は、枚数がわかるように右上に○／○と記載すること。
- ※3 上記記載要領に従っていない質問書は受け付けない。
- ※4 質問等がない場合には、質問書は提出する必要はない。

準用する積算基準等について

件名：(20)新柏住宅ほか1住宅エレベーター設備改修工事監理業務

本件の積算は、下記の①及び②の積算基準（要領）に準拠して行います。

記

- ①「官庁施設の設計業務等積算基準」平成31年1月改定版
（平成21年4月1日付 国営整第1号）
- ②「官庁施設の設計業務等積算要領」平成31年1月改定版
（平成21年4月1日付 国営整第3号）